

事務所における環境管理

夏場に注意が必要なシックハウス症候群

暑さが原因の体調不良と聞くと、熱中症を思い浮かべる方が多いかと存じますが、ほかにも気温や湿度が高くなると発症率が高まると言われている病気があります。

それは、シックハウス症候群 (Sick House Syndrome) です。

直訳をすると「病気の家 症候群」つまり、居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅においてみられる健康障害の総称を意味する言葉として広く使用されています。

暑さが原因の体調不良と聞くと、熱中症を思い浮かべる方が多いかと存じますが、ほかにも気温や湿度が高くなると発症率が高まると言われている病気があります。

●「シックハウス症候群」の症状について

シックハウス症候群の症状は多岐にわたり、発症の程度にも個人差があります。主な症状として、目がチカチカする・涙が出る・鼻水が出る・のどが渇く、痛む・咳が出る・喘息や皮膚炎の悪化、頭痛・めまいなどが挙げられます。

これは、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレンなどの化学物質が人の粘膜を

刺激するためであると考えられており、これらの物質は、住まいにおける接着剤や塗料、防腐剤として壁や天井、押し入れや床フローリングなど多くの場所に使用されているほか、タンスや食器棚といった木製家具にも多く使用されています。

また、これらは揮発性物質であるので、気温が高くなるにつれ発散量が増加し、室内の化学物質濃度が高くなるため、特に新築物件の最初に迎える夏は注意が必要です。

加えて、昨今の家は高气密・高断熱で隙間が少ないため、揮発性有害物質が室内に溜まったままの状態になりやすく、夏場はエアコンを付ける機会が増え、換気をする機会が減ることも発症が増える要因と言われています。

職域における使用者及び利用者の健康を守るために、事務所ではホルムアルデヒドの基準値が定められています。事務所だけではなく、一般建築でも起こりうる症状です。

近年ではこうしたシックハウス症候群がなくなるように原因となりうる化学物質を使用しているものも増えてきています。

●発症を防ぐためには

こうした背景から、シックハウス症候群の主要原因

因化学物質であるホルムアルデヒドは、職域における事務室においても、「事務所衛生基準規則」(以下事務所)の適用を受け、空気環境に関する基準が定められています。(表)

正しい知識と理解を深め、より一層、衛生管理の徹底に努められることをお勧めします。

(株アイエンス)

(表)

項目	ホルムアルデヒド
基準値	0.1mg/m ³ (0.08ppm)以下であること
測定条件	室の通常の使用時間中に、当該室の中央部の床上50cm以上150cm以下の位置において行う。
測定時期	部屋の建築、大修繕、大模様替時。 使用開始後から、最初に迎える6月から9月(注)までに1回測定する
測定記録の保存	3年間

(注)ホルムアルデヒドは、新築や改装、模様替えのあと、周囲の気温が高くなる夏期に、建材や壁紙などから、部屋の空気を汚染するため。